

川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）設置要綱

（名称）

第1条 本会議は、「川崎温暖化対策推進会議」（以下「CC 川崎エコ会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 CC 川崎エコ会議は、市民、事業者、教育・研究機関、行政等の多様な主体が連携して、地球温暖化対策を推進するとともに、国内外に川崎市の地球温暖化防止に向けた取り組み等の情報を発信していくことで、川崎市のみならず、地球全体の温暖化防止に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 CC 川崎エコ会議は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、次の事業を行う。

- （1）地球温暖化対策の推進
- （2）戦略的情報発信
- （3）ネットワークづくり
- （4）その他 CC 川崎エコ会議が必要と認めること

（会員）

第4条 CC 川崎エコ会議の目的及び事業に賛同する法人、団体を会員とする。

2 CC 川崎エコ会議に入会を希望する法人、団体は、所定の申込書を提出する。

（役員等）

第5条 CC 川崎エコ会議には、20 名以上で理事を置く。

- 2 理事は、理事会において選任する。
- 3 理事のうち、1 名を会長、2 名以上 4 名以内を副会長とする。
- 4 会長、副会長は、理事の互選により選任する。

（役員等の職務）

第6条 会長は、会議を代表し、統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会の推薦によりその職務を代行する。

（役員等の任期）

第7条 役員の前任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員等の解任）

第8条 役員が次のいずれかに該当する場合、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反
- (3) CC 川崎エコ会議の役員たるにふさわしくない行為を行ったとき
- (4) その他、理事会が認めたとき

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、年2回開催する。
- 3 その他、会長が必要と認める場合、臨時に理事会を召集できるものとする。

(理事会の成立)

第10条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。なお、理事に委任された代理人を出席者として認めるものとする。

(運営委員会)

第11条 CC 川崎エコ会議の運営や事業に関する事項を協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、理事会からの推薦者で構成する。
- 3 運営委員会の構成は、10名以上15名以内で、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会は、年3回程度開催する。
- 5 運営委員会には、委員長1名及び副委員長を若干名置き、委員の互選により選任する。
- 6 その他、委員長が必要と認める場合、臨時に運営委員会を召集できるものとする。

(アドバイザー)

第12条 CC 川崎エコ会議は、アドバイザーを若干名置き、必要に応じて助言を求めることができる。

(事務局)

第13条 事務局は、川崎市環境局脱炭素戦略推進室に置く。

(その他事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会において定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条及び第11条第3項に規定する役員等の任期については、この要綱の施行日から平成21年3月31日までを「1年」とする。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。